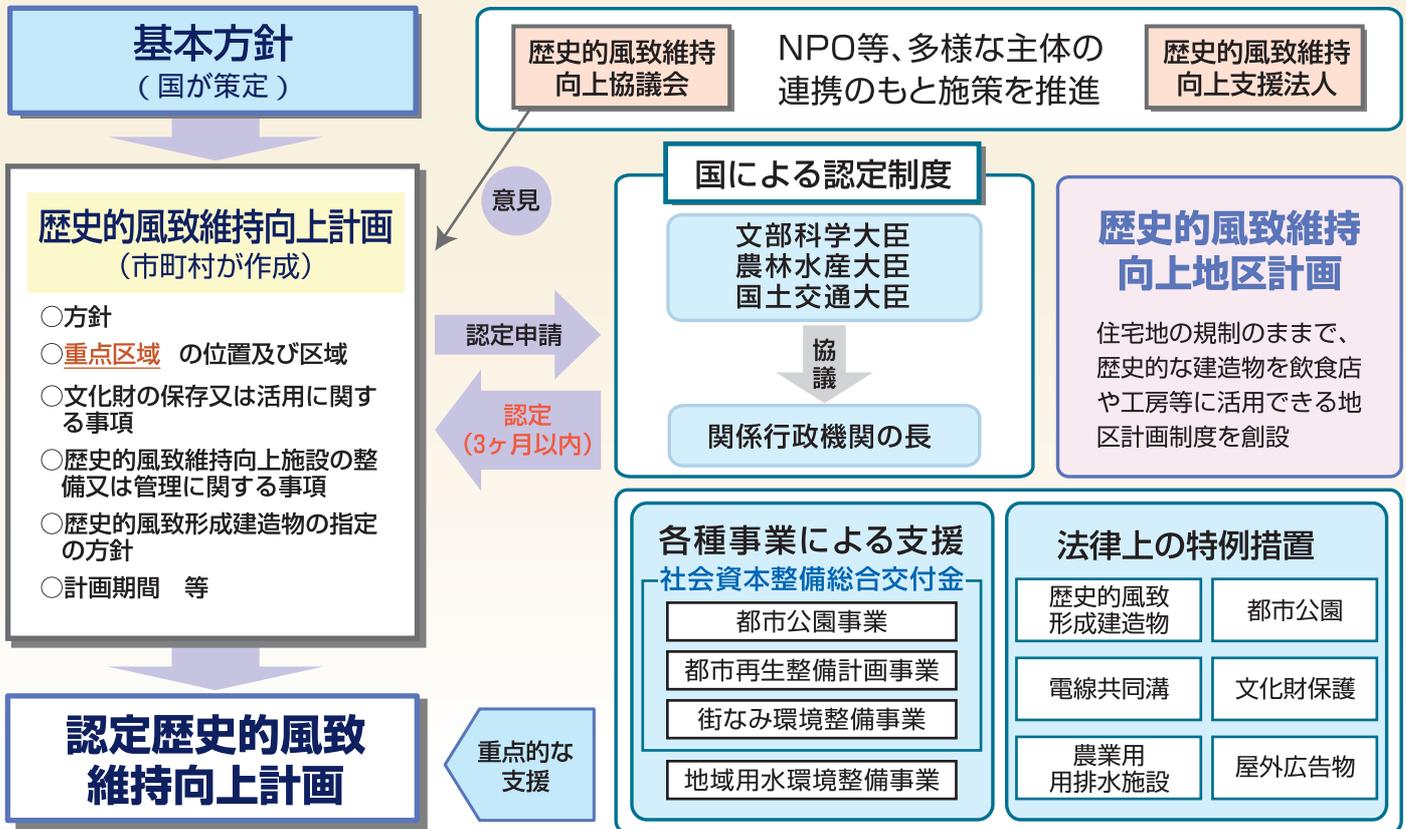
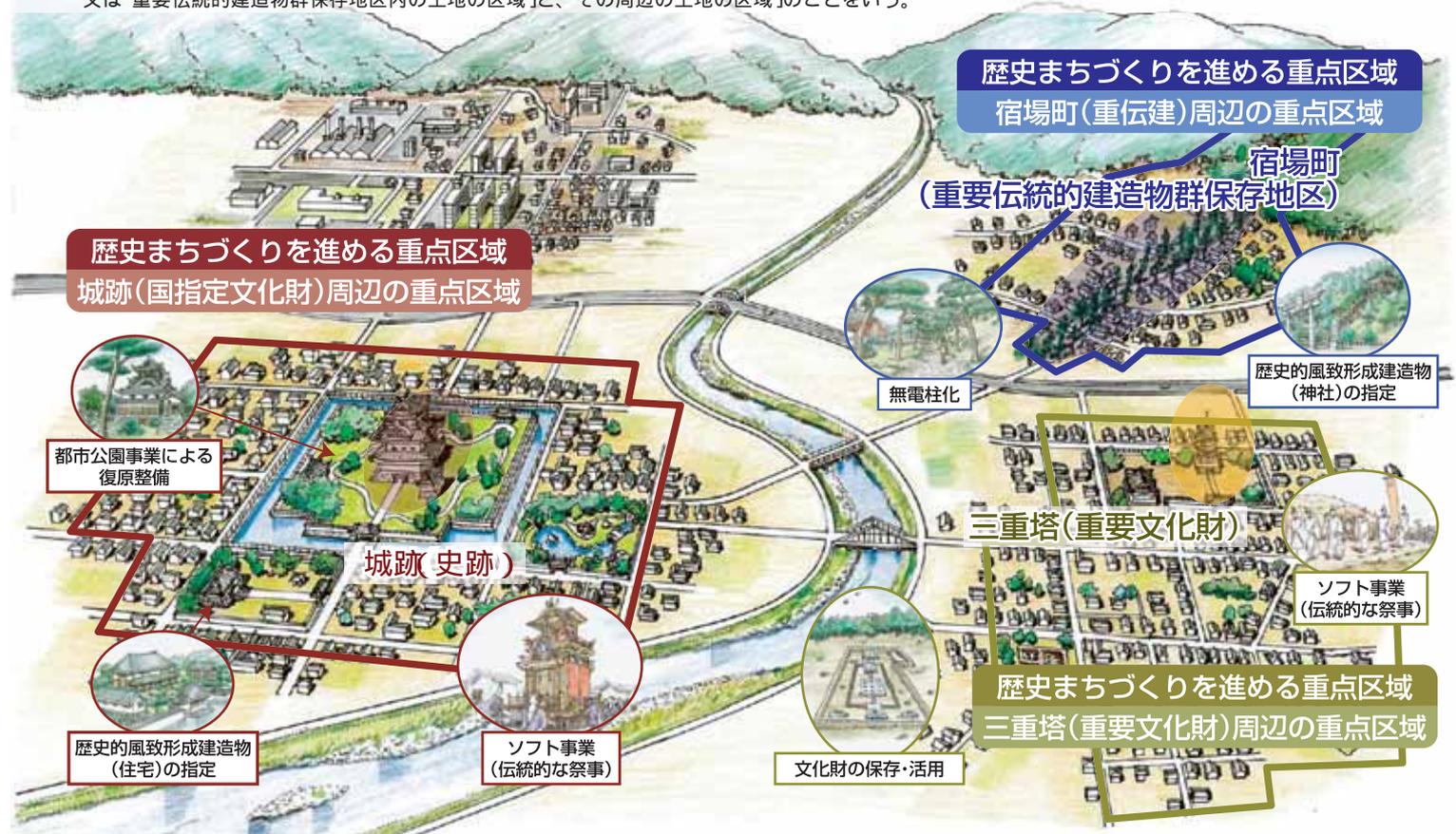


歴史まちづくり法の概要

市町村は、国が策定する基本方針に基づき、歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を申請できます。
記載すべき事項については、法第5条第2項各号及び主務省令に定められています。



重点区域とは「重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」又は「重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域」と、「その周辺の土地の区域」のことをいう。



事業の概要

～認定計画に基づく事業を支援します～

街なみ環境整備事業

- ◆ 重点地区または街づくり協定等が結ばれた地区において、協議会活動、建造物の修景、地区公共施設の整備等について、総合的に支援します。
- ◆ 歴史的風致形成建造物等については、復原、買収等についても支援します。



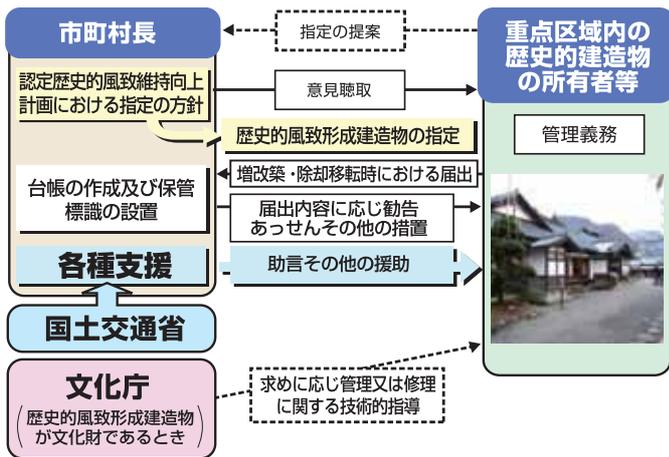
歴史的風致形成建造物の復原・修理・買収・移設

都市公園事業

- ◆ 古墳、城跡、旧宅等を復原したもので上価値の高いもの
- ◆ 公園管理者以外の歴史的風致維持向ても支援します。

歴史的風致形成建造物 (法第12条～21条)

市町村長が、重点区域内の歴史的な建造物を、歴史的風致維持向上計画に即して歴史的風致形成建造物として指定できます。



歴史まちづくりを重点

地域用水環境整備事業

- ◆ 歴史的風致維持向上計画に定めた農業用排水施設の修復(更新)等を支援します。



まちなみの中で歴史的風致の形成に寄与している用水路の整備・管理



市街地の周辺において歴史的風致の形成に寄与している施設の整備・管理